

夏休み中の子供の貧困対策及び緊急セーフティネットの強化を求める意見書

長引く物価高騰の影響などにより、低所得の子育て世帯やひとり親世帯においては、生活苦がより深刻化している。特に夏休み期間中は学校給食がなくなるため、子供の欠食や栄養不足が懸念されるとともに、猛暑の中で冷房設備のない自宅で過ごさざるを得ないなど、子供の健康リスクや家庭の孤立化が極めて深刻な課題となっている。

こうした子供の健康リスクや孤立、栄養不足の問題を解消するためには、安心・安全な「涼しい居場所」に行けば「食」が提供され、そこへのアクセスが確実に保障される緊急セーフティネットの構築が急務である。

よって、政府においては、こども家庭庁を中心とする関係省庁の補助事業や制度を複合的に活用し、地方自治体が地域の実情に応じた柔軟かつ切れ目のない「夏休みこども緊急セーフティネット構築プラン」を早期に確立できるよう、以下の事項について速やかに必要な措置を講じることを強く求める。

記

1 身近な公共施設の拠点化と涼しい居場所・食の確保

学校施設（図書室・多目的室など）を「こどもクーリングシェルター」として開放し、活用できるよう支援するとともに、児童館や放課後児童クラブなどを拠点とした柔軟な受入れと食事提供体制を構築すること。また、放課後児童クラブの夏休み期間中における分室設置や受入枠拡大に関する財政支援を強化すること。

2 地域における食料供給ラインの強化と政府備蓄米の活用

子供食堂やフードバンク、子供宅食などの活動に対する継続的・実効性のある財政支援（「地域こどもの生活支援強化事業」などの拡充）を行うこと。あわせて、フードバンク認証制度の普及や、食育の一環として子供食堂・宅食などへの政府備蓄米の無償交付や円滑な供給体制を推進すること。

3 アウトリーチ型支援と情報発信の強化

自ら支援を求められない困窮世帯や要保護児童などに対し、こども宅食や定期的な訪問見守り（「支援対象児童等見守り強化事業」など）を推進すること。また、必要な支援情報が対象世帯に届くよう、SNSなどを活用したプッシュ型支援情報の発信体制を拡充すること。

4 困窮世帯向け「子どもの学習・生活支援事業」の拡充

生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」について、物価高や賃金上昇を踏まえた基本基準額のさらなる引上げや、体験格差・進学格差を解消するための体験活動・軽食提供などの支援を一層推進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和8年9月30日

伊 東 市 議 会

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書

本年7月に防災庁設置法が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として「防災庁」の発足が目前に迫っている。

一方で、本年7月28日に発生した令和8年熊本地震では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊または在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスク急増、衛生的なトイレの不足、ガソリンなど燃油の供給制限、さらには自治体職員自らも被災したことによるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する「防災庁」が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化及び支援体制の抜本的刷新が不可欠である。

よって、政府においては、「防災庁」の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

1 猛暑期の避難生活における衛生環境の改善とトイレ対策

改正災害対策基本法の理念に基づき、災害発生初期から清潔なトイレカーの適所への迅速な配置及び下水道接続などの衛生環境維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド及び温かい食事が提供できるキッチンカーなどを広域から調達して、確保した後、迅速に配備する体制を構築するほか、自衛隊派遣要件の見直しを検討すること。

2 災害関連死を防ぐための医療・福祉チームの早期・広域派遣

猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群などの発生を防ぐため、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWT（災害派遣福祉チーム）などを避難所のみならず、車中泊や在宅避難者へも早期かつ広域に派遣・巡回させる体制を整備すること。

3 被災自治体への総合調整人材の派遣と受援体制の強化

マンパワー不足に直面する被災自治体を支援するため、GADM（災害マネジメント総括支援員）をはじめ、国・自治体・民間の支援を円滑につなぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣し、配置する仕組みを強化すること。

4 ガソリンなど緊急用燃油の安定・優先供給体制の確立

被災地での長蛇の列や販売制限、移動困難を解消するため、救急・復旧活動及び住民の避難・生活維持に不可欠なガソリン・軽油などの燃油を優先かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。

5 複合災害・二次災害防止に向けた監視・警戒体制の徹底

地震後の余震や降雨に伴う土砂災害、火山の溶岩ドーム崩落や斜面剝離などによる二次災害を防ぐため、地殻変動・斜面変位などの監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避難体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和8年9月30日

伊 東 市 議 会

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

化学物質過敏症（MCS）は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤などに含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身倦怠感、呼吸困難など多様な身体症状が生じる疾患である。

現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムの未解明な部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ないのが現状である。特に近年では、人工的な香料などによるいわゆる「香害」をきっかけに発症・重症化する事例が相次いでおり、家庭や職場、学校、公共施設などで理解されないことから、就労または就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えない。化学物質過敏症は誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されない。

よって、政府においては、令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質リスク管理を高めるため、以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

1 全国的な疫学調査・実態調査の実施

全国における化学物質過敏症の患者数や発症要因、生活・就労・就学上の不利益の実態を正確に把握するための大規模な調査を実施すること。

2 客観的診断基準の確立と専門医療体制の整備

標準的な診断基準や診療ガイドラインの整備・普及を進めるとともに、各都道府県における専門外来の開設支援や一般の医療機関における知識・対応力の向上を図ること。

3 公共施設や学校などにおける環境対策と「香害」啓発の推進

学校、児童福祉施設、医療機関、公共施設などにおける室内空気環境の安全確保（化学物質低減対策）を推進すること。また、人工香料などによる体調不良への配慮について、関係省庁が連携することにより、さらなる周知及び普及啓発を展開すること。

4 就労・就学現場における「合理的配慮」の提供徹底と環境整備

改正障害者差別解消法に基づき、職場や学校において個別の状況に応じた室内環境の整備、在宅勤務、オンライン授業の導入など、適切に合理的配慮がなされるよう事業者

及び教育機関などへの指導・ガイドライン作成を推進すること。

5 総合的な相談支援体制の構築と社会的理解の促進

患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防止するため、自治体の保健所や福祉窓口などにおける専門的相談体制を強化するとともに、国民への正しい知識の普及を図ること。

6 発症メカニズム解明及び治療法確立への研究支援強化

発症や解毒メカニズムの解明、バイオマーカー（客観的指標）の開発及び治療法・予防法の開発に向けた研究に対する財政的・専門的支援を大幅に拡充すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和8年9月30日

伊 東 市 議 会